

平成23年11月1日  
第2331号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定の取消し（453・総務課）…………… 1
- 個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定を受けた法人の名称変更（454・総務課）…………… 1
- 情報提供を推進すべき法人の名称変更（455・総務課）…………… 1
- 情報公開を推進すべき法人の変更（456・総務課）…………… 2
- 情報公開を推進すべき法人の名称変更（457・総務課）…………… 2
- 基本測量実施の通知（458・建設管理課）…………… 2
- 道路の供用開始（459・北秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 道路の供用開始（460・雄勝地域振興局建設部）…………… 3
- 公 告**
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 公安委員会告示**
- 警備員指導教育責任者講習の実施（100・生活安全企画課）…………… 4
- 警察本部告示**
- 個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定を受けた法人の名称変更（41・警察本部広報広聴課）…………… 6

## 告 示

### 秋田県告示第453号

次の法人は、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第4条第2項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年秋田県規則第4号）第2条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成23年11月1日

秋田県知事 佐竹敬久

法人の名称  
株式会社マリーナ秋田

### 秋田県告示第454号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第4条第2項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものについて、次のとおり名称の変更があったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年秋田県規則第4号）第2条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成23年11月1日

秋田県知事 佐竹敬久

変 更 前 の 名 称	変 更 後 の 名 称
財団法人秋田県長寿社会振興財団	公益財団法人秋田県長寿社会振興財団

### 秋田県告示第455号

秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第1条第1項の規定を受ける法人について、次のとおり名称の変更があったので、同条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成23年11月1日

秋田県知事 佐竹敬久

変 更 前 の 名 称	変 更 後 の 名 称

財団法人秋田県長寿社会振興財団  
社団法人青少年育成秋田県民会議  
財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

公益財団法人秋田県長寿社会振興財団  
公益社団法人青少年育成秋田県民会議  
公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

#### 秋田県告示第456号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第2条第1項の規定の適用を受けなかったこととなったので、同条第2項において準用する同規則第1条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成23年11月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

法人の名称

株式会社マリナー秋田

#### 秋田県告示第457号

秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第2条第1項の規定の適用を受ける法人について、次のとおり名称の変更があったので、同条第2項において準用する同規則第1条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成23年11月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

変 更 前 の 名 称	変 更 後 の 名 称
財団法人秋田県長寿社会振興財団 財団法人暴力団壊滅秋田県民会議	公益財団法人秋田県長寿社会振興財団 公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

#### 秋田県告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年11月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類  
基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業を行う地域  
上小阿仁村、美郷町
- 3 作業を行う期間  
平成23年11月29日から平成24年3月31日まで

#### 秋田県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年11月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	二ツ井森吉線	北秋田市増沢字下岱237番2地先から木戸石字東屋布岱27番3地先まで

- 2 供用開始の期日 平成23年11月3日 正午
- 3 供用開始区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年11月1日から同月14日まで

## 秋田県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年11月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	湯沢栗駒公園線	湯沢市高松字天矢場13番1地先から字下新田山1番1地先まで

2 供用開始の期日 平成23年11月2日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年11月1日から同月14日まで

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大潟土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年11月1日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡大潟村字西三丁目2番地17  
 〃 字西二丁目2番地1  
 〃 字西二丁目3番地23  
 〃 字東三丁目3番地25  
 〃 字西三丁目2番地14  
 〃 字東二丁目3番地25  
 〃 字東二丁目5番地34  
 男鹿市角間崎字檜沢10番地3  
 南秋田郡八郎潟町字下川原100番地  
 山本郡三種町鵜川字大曲家の上32番地25  
 〃 鹿渡字石田21番地2

後 藤 幸 三  
 山 本 宏  
 相 馬 喜久男  
 山 崎 直 司  
 宮 野 武 義  
 工 藤 貞 夫  
 倉 石 健 司  
 進 藤 俊 人  
 小 林 金 一  
 成 田 孝 一  
 近 藤 喜 好

## 2 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡大潟村字西三丁目2番地17  
 〃 字東二丁目3番地25  
 〃 字東三丁目3番地25  
 〃 字西二丁目2番地1  
 〃 字東二丁目5番地27  
 〃 字東二丁目4番地31  
 〃 字西一丁目1番地31  
 男鹿市角間崎字檜沢10番地3  
 南秋田郡八郎潟町字下川原100番地  
 山本郡三種町鵜川字大曲家の上32番地25  
 〃 鹿渡字石田21番地2

後 藤 幸 三  
 工 藤 貞 夫  
 山 崎 直 司  
 山 本 宏  
 猪 股 誠  
 畑 瀬 正 道  
 高 松 宜 伸  
 進 藤 俊 人  
 小 林 金 一  
 成 田 孝 一  
 近 藤 喜 好

## 3 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡大潟村字西一丁目4番地25  
 〃 字西一丁目4番地17  
 男鹿市松木沢字鵜木境5番地

鎌 田 金 信  
 佐 藤 誠  
 小 玉 忠 義

## 4 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡大潟村字西二丁目3番地12

今 野 諭

南秋田郡大潟村字西二丁目3番地10  
男鹿市松木沢字鶴木境5番地

三 留 達 也  
小 玉 忠 義

## 公 安 委 員 会 告 示

### 秋田県公安委員会告示第100号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成23年11月1日

秋田県公安委員会委員長 芳 賀 京 子

#### 1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

#### 2 講習の種別

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 2号警備業務以外の警備業務に係る資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

#### 3 実施期間

(1) 新規取得講習

平成23年12月12日（月）から同月19日（月）までの6日間（土曜及び日曜を除く。）

(2) 追加取得講習

平成23年12月15日（木）から同月19日（月）までの3日間（土曜及び日曜を除く。）

#### 4 実施場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

#### 5 受講定員

(1) 新規取得講習

30人

(2) 追加取得講習

10人

#### 6 受講資格

(1) 新規取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、2号警備業務以外の資格者証等の交付を受けている者であって、6(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

#### 7 受講申込手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込要領

(ア) 講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、事前に電話（連絡先018-863-1111内線3043～

3045)による予約を行うこと。

なお、代理人による予約は受け付けない。

- (イ) 電話による予約は、平成23年11月14日(月)から同月18日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 電話予約は、受講者本人が行うこと。

(イ) 電話予約時間外の予約は受け付けない。

(ウ) 定員に達した場合は、電話予約の受付期間内であっても、その時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書類の提出手続

ア 受講申込要件

講習の申込みは、電話で予約した受講者本人が申込書類を直接提出することとし、郵送による申込みを認めない。

イ 受講申込期間

平成23年11月28日(月)から同年12月2日(金)までの午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受講申込書類の提出先

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全企画課

エ 受講申込書類

(ア) 新規取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。

b 次のいずれかの書面1通

(a) 前記6(1)アに該当する者

2号警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上であることを疎明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(b) 前記6(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(c) 前記6(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 前記6(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証の写し

(e) 前記6(1)オに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

(イ) 追加取得講習

a 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真)を貼り付けること。

b 前記6(2)の受講資格に該当することを疎明する前記7(2)エ(7) b の(a)から(e)までのいずれかの書面1通及び資格者証等の写し1通

c やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状

8 講習手数料

(1) 新規取得講習

38,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

(2) 追加取得講習

14,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

9 その他

(1) 講習初日は、午前8時50分からオリエンテーションを実施する。

(2) 講習には、筆記用具、内ズック(護身術の際使用)等を持参すること。

(3) 講習の修了考査は、筆記の方式により行い、講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任

者講習修了証明書を交付する。

(4) 講習の担当は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係（連絡先018-863-1111内線3043~3045）

## 警 察 本 部 告 示

### 秋田県警察本部告示第41号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第4条第2項に規定する県が出資する法人のうち秋田県警察本部長が定めるものについて、次のとおり名称変更があったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年秋田県規則第4号）第2条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成23年11月1日

秋田県警察本部長 石 田 高 久

変 更 前 の 名 称	変 更 後 の 名 称
財団法人暴力団壊滅秋田県民会議	公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

発 行 者 秋 田 県  
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号